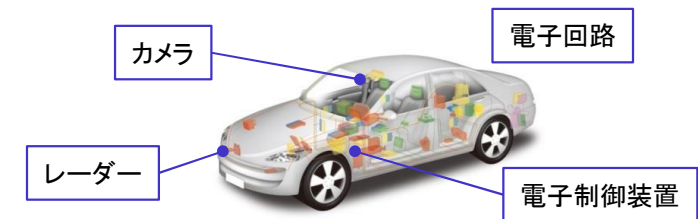


「整備マニュアル」、「純正スキャンツール」の提供

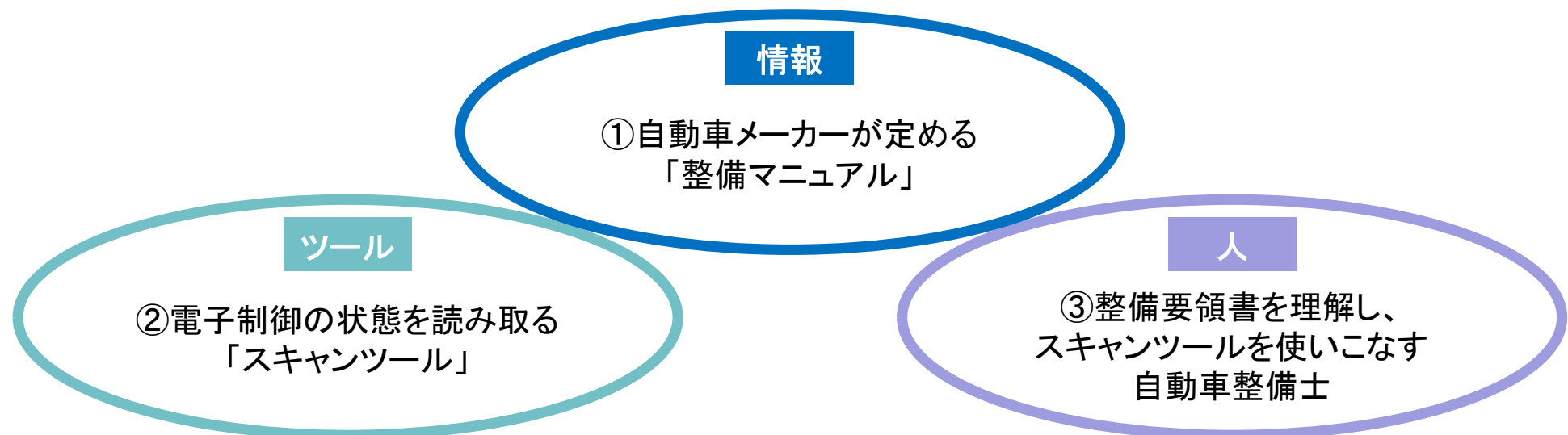
先進技術の点検整備に必要な3要素

- 自動ブレーキ等の先進技術は、電子的に制御されているため、認証工場が一般的に有する設備や知識・技能のみでは故障の箇所や内容を特定できず、適切に整備できない。
- 先進技術の点検整備のためには、①自動車メーカーが定める「整備マニュアル」、②外部から電子制御の状態を読み取るための「スキャンツール」、③整備要領書を理解してスキャンツールを使いこなす自動車整備士が必要。
- 自動車メーカーは、系列ディーラーに「整備マニュアル」と「スキャンツール」を販売するとともに、自動車整備士に対する研修を行い、先進技術の整備を行う体制を整備。

自動ブレーキ等の先進技術は電子的に制御されている
⇒ 外観確認や、従来の測定機では故障の特定が困難



先進技術の点検整備のために必要な3要素



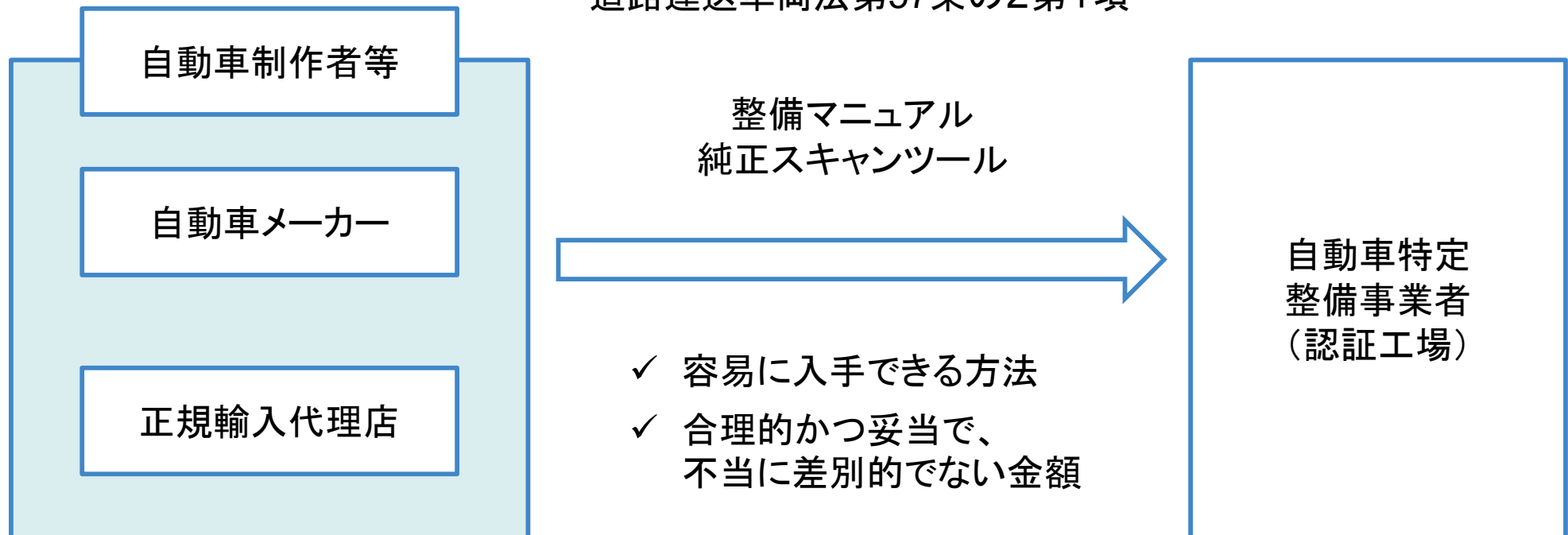
「整備マニュアル」と「純正スキャンツール」の提供義務

- 令和元年の道路運送車両法改正により、自動車製作者等(自動車メーカー、正規輸入代理店)は、自動車特定整備事業者(認証工場)等に対し、「整備マニュアル」及び「純正スキャンツール」※1を提供することが義務付けられた。
- この提供については、省令(自動車点検基準)において、以下の点が規定されている。
 - ・ 自動車特定整備事業者等が容易に入手できる方法により行うこと※2
 - ・ 有償提供も可であるが、その金額は合理的かつ妥当で、不当に差別的でないこと

※1 自動車メーカーが専業工場等に「純正スキャンツール」を提供する場合、リコール等の一部機能を制限する。これらの機能を制限されたスキャンツールを「専用スキャンツール」と称するが、本資料では、特に断りのない限り、純正スキャンツールと区別しない。

※2 少数生産車であること等により提供を受ける者が限定される場合等は、この限りでない。

道路運送車両法第57条の2第1項

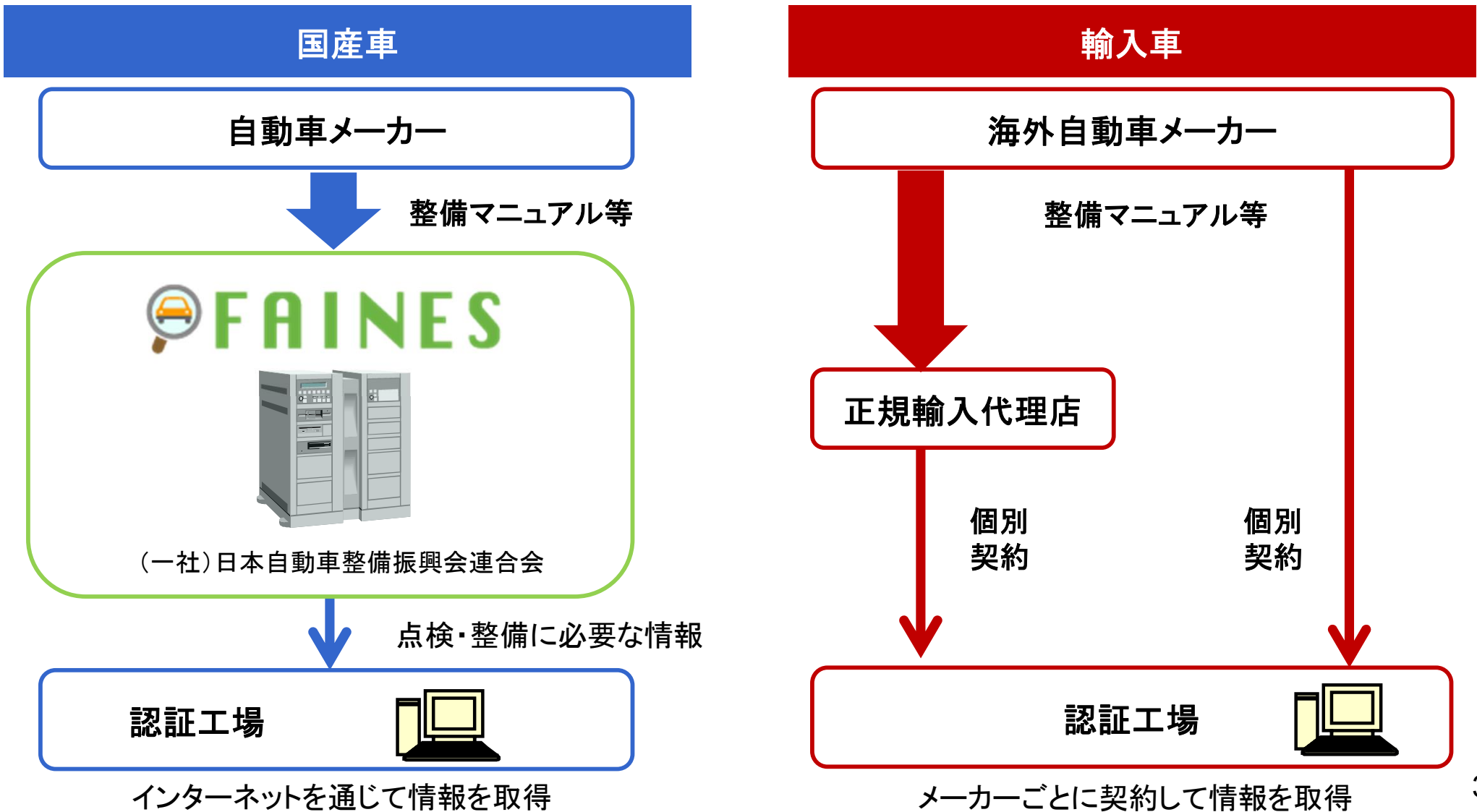


整備マニュアル等の提供方法

○「整備マニュアル」の提供方法は原則以下の通り

- ・ 国産車：（一社）日本自動車整備振興会連合会が管理するシステム（FAINES）を通じて提供
- ・ 輸入車： 正規輸入代理店を通じて又は海外自動車メーカーと直接、個別契約等※

※ 輸入車の整備マニュアルの入手方法・連絡先等は、国土交通省及び日本自動車輸入組合(JAIA)のホームページに一覧掲載



(参考)整備マニュアル等の入手方法の案内

国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000008.html

自動車の点検及び整備に関する情報の提供義務

＜自動車の点検及び整備に関する情報の提供について＞

【提供方法と問い合わせ先一覧】

整備要領書（整備書・修理書）や配線図、専用スキャンツール（メーカー純正診断機）等は、それぞれ提供方法や問い合わせ先が異なります。入手を希望される方は、以下をご確認ください。

- ・ [国産乗用車](#)
- ・ [国産大型バス・トラック](#)
- ・ [輸入車](#)

※OEM（委託者ブランド名製造）車については、原則、供給元において提供することとなっています。

※輸入車のうち、[「JAIA HP」または「JAIA ホームページ」と記載のあるものについてはこちら](#)をご覧ください（外部サイトが開きます）。

日本自動車輸入組合（JAIA）ホームページ <https://www.jaia-jp.org/ja/member/obd-list/>

輸入車の点検整備情報、専用外部故障診断装置及び電子制御装置整備対象車両リストの提供

※ 走行安全性の観点から、電子制御装置整備対象車両リスト（各社ページの末尾に記載）以外にもエーミング等の作業が必要な車種がございます。詳細は各正規ディーラーへお問い合わせ下さい。

- ・ [ALFA ROMEO, FIAT, ABARTH](#)
- ・ [Audi](#)
- ・ [Bentley](#)
- ・ [BMW, MINI](#)
- ・ [BMW ALPINA](#)
- ・ [BYD](#)
- ・ [Hyundai](#)
- ・ [JAGUAR, LAND ROVER](#)
- ・ [Jeep](#)
- ・ [Mercedes Benz](#)
- ・ [Peugeot, CITROËN, DS](#)
- ・ [Porsche](#)
- ・ [RENAULT](#)

クリック

◆Mercedes Benz の点検整備情報、及び専用外部故障診断装置の提供

(1)点検整備情報の提供について

メルセデス・ベンツの点検整備情報は、オンラインにより有料で提供いたします。点検整備情報の提供を希望される事業者様は、以下の【手順の流れとご注意事項】をご確認の上、【お問い合わせ先】記載のメールアドレスにお問い合わせください。

なお、点検整備情報は、国土交通省により定められた車両を対象とします。

【手順の流れとご注意事項】：

- ・ お問い合わせいただいた事業者様には、弊社より「WIS（ワークショップ・インフォメーション・システム）閲覧ライセンス仮申込書」（以下「ライセンス仮申込書」といいます。）をお送りいたしますので、ご記入の上ご返送ください。
- ・ お申込みは、地方運輸局長の認証を受けている“普通自動車特定整備事業者”、その指定を受けている“指定自動車整備事業者”に限られます（ライセンス仮申込書に認証または指定書類のコピーを添付していただきます。）。
- ・ 弊社でライセンス仮申込書を受領し、事業者様が上記要件等を満たしていることを確認後、WIS閲覧ライセンス契約書の締結手続きに進みます。
- ・ 点検整備情報は、無断転載・複製・譲渡が禁止されます。
- ・ 点検整備情報の提供を受けるために必要なネット環境等の主な条件をライセンス仮申込書でご確認下さい。
- ・ 車両の点検整備には、本サービスに基づき提供する点検整備情報の他、メルセデス・ベンツ専用外部故障診断装置・プログラム及び専用工具等並びに指導・トレーニングが必要な場合があります。
- ・ 英語・ドイツ語で表示される箇所があります。
- ・ 事業者が提供を受けた点検整備情報に基づき車両の点検整備を行い、その結果発生する整備上の責任について、当社は、一切その責任を負いません。

自動車整備工場から寄せられた相談の例

事例1

自動車メーカーは、各地域の部品販売店を通じて純正スキャンツールを提供する体制を整えていたが、当該部品販売店が本制度を理解しておらず、認証工場からの提供依頼を断っていた。

事例2

自動車メーカーは、新型の純正スキャンツールへの切替を進めていたが、旧型スキャンツールでなければ整備できない車両が市場に多く残っていたため、旧型スキャンツールが不足し、専門工場が当該旧型スキャンツールを入手しづらい状況となった。

事例3

輸入車を取り扱う自動車整備工場(専門)が、輸入車ディーラー※に「整備マニュアル」の提供を求めたところ、社内秘であるとして断られた。

※ 道路運送車両法に基づく情報の提供義務の対象は、「正規輸入代理店」であり、「輸入車ディーラー」ではないため、当該ディーラーの対応は法律違反ではない。



整備マニュアルや純正スキャンツールが適切に提供されない事案やその原因は、様々であるため、メーカーや型式ごとに詳しく調査する必要がある

輸入車の整備マニュアルの提供に係る詳細実態調査

- 輸入車の「整備マニュアル」は、個別契約により提供を受けることが一般的であるが、その実態について詳細に調査を行う。

令和7年度困りごと調査(案)

- 全国の自動車整備事業者が抱える困りごとの調査を実施

回答期間	5か月を予定 (7/1～11/30)
回答方式	Webアンケートを予定
調査対象	全国の自動車整備事業者 ※指定・認証を取得している者に限る
調査内容	・ 整備マニュアル等を入手できない又は入手が困難であるメーカー、モデル ・ 入手が困難である理由 ・ 提供を断られた具体的な相手先 など

(参考)

令和6年度困りごと調査

回答期間 約3か月 (9/20～12/16)

回答方式 Webアンケート

調査対象 全国の自動車整備事業者 ※指定・認証を取得している者に限る

回答数 144件 ※収集した困りごとの数

参照条文

○道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（抄）

（自動車の点検及び整備に関する情報の提供）

第五十七条の二 自動車の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から当該自動車を購入する契約を締結している者であつて当該自動車を輸入することを業とするもの（以下「自動車製作者等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、その製作する自動車 で本邦において運行されるもの又はその輸入する自動車について、第七十八条第四項に規定する自動車特定整備事業者又は当該自動車の使用者が点検及び整備（第四十七条の二及び第四十八条の規定によるものを除く。次項において同じ。）をするに当たつて必要となる当該自動車の型式に固有の技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものをこれらの者に提供しなければならない。

2 （略）

○自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）（抄）

（自動車の点検及び整備に関する情報）

第七条 法第五十七条の二第一項の規定による自動車の型式に固有の技術上の情報の提供は、次に定めるところにより行うものとする。

一 （略）

二 自動車特定整備事業者又は使用者が容易に入手できる方法により行うこと。ただし、少数生産車であること等により当該提供を受ける者が限定される場合又は次項（第二号に係る部分に限る。）の規定により情報を提供する場合にあつては、この限りでない。

三・四 （略）

2 前項の規定による提供は、次のとおりとすることができる。

一 有償（合理的かつ妥当な金額であつて、不当に差別的でないものに限る。）とすること。

二・三 （略）

3 法第五十七条の二第一項の国土交通省令で定める技術上の情報は、次に掲げるものとする。ただし、自動車の点検及び整備の目的以外の目的で使用されることにより、当該自動車について保安上及び公害防止上支障があるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。

一・二 （略）

三 法第四十九条第二項に規定する特定整備に必要な自動車の構造及び装置に関する情報、点検及び整備の実施の方法に関する情報並びに作業機械の情報

四 （略）